

## 議案第59号

### 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第3項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更することについて、関係市町村と協議する。

令和8年6月15日提出

摂津市長 嶋野 浩一朗

#### 提案理由

社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴う大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することに関し、関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものである。

#### 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

第17条第1項第4号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。